

平成30年知多北部広域連合議会第1回定例会会議録目次

2月28日

会議録署名議員の指名	5
会期について	5
例月出納検査結果報告（平成29年9月分～平成29年12月分）	5
平成29年度定期監査結果報告	5
知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について	5
知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について	6
知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について	9
知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について	11
知多北部広域連合指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	14
平成29年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）	16
平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	18
平成30年度知多北部広域連合一般会計予算	19
平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算	22

知多北部広域連合議会会議録（第64号）

1 招集年月日

平成30年2月28日（水） 午前9時30分

2 招集の場所

東海市しあわせ村 健康ふれあい交流館（1階）多目的ホール（議場）

3 応招議員（16人）

1番	井上正人	2番	工藤政明
3番	蟹江孝信	4番	神野久美子
5番	木下久子	6番	加古守
7番	早川高光	8番	窪地洋
9番	古俣泰浩	10番	渡邊眞弓
11番	伊藤公平	12番	富田一太郎
13番	山下享司	14番	向山恭憲
15番	小松原英治	16番	杉下久仁子

4 不応招議員

なし

5 開閉の日時

開会 平成30年2月28日 午前 9時30分

閉会 平成30年2月28日 午前10時49分

6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

なし

8 職務のため議場に参加した議会事務局職員

事務局長 石川 義章 書記 千田 直子

9 説明のため議場に参加した者

広域連合長	鈴木 淳雄	副広域連合長	岡村 秀人
副広域連合長	宮島 壽男	副広域連合長	神谷 明彦
選任副広域連合長	佐治 錦三	会計管理者	久野 秀一
事務局長	伊藤 明典	総務課長	船津 光裕
事業課長	吉田 幸尚	事業課長補佐	大塚 康雄
事業課長補佐兼認定係長	水野 郁代		

〈関係市町〉

東海市健康福祉監	山内 政信	東海市高齢者支援課統括主幹	牧田 尚子
大府市福祉子ども部長	玉村 雅幸	大府市高齢障がい支援課長	田中 嘉章
知多市健康福祉部長	佐藤 守重	知多市福祉課長	永井 智仁
東浦町健康福祉部長	馬場 厚己	東浦町福祉課長	鈴木 貴雄

10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	報告 1	例月出納検査結果報告（平成29年9月分～平成29年12月分）	
4	” 2	平成29年度定期監査結果報告	
5	議案 1	知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について	
6	” 2	知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について	
7	” 3	知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について	
8	” 4	知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について	
9	” 5	知多北部広域連合指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	
10	” 6	平成29年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）	
11	” 7	平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
12	” 8	平成30年度知多北部広域連合一般会計予算	
13	” 9	平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月28日 午前9時30分 開会)

議長（富田一太郎）

皆さん、おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。

ただいまから平成30年知多北部広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

議長（富田一太郎）

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長（鈴木淳雄）

皆さん、おはようございます。議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の開会に当たり、一言挨拶をさせていただきます。

本日は、広域連合議会の第1回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

現在、御案内のように第6期介護保険事業計画の最終局面を迎えようとしておりますが、おおむね円滑に介護保険制度の運営をすることができておりますことは、議員の皆様の格別の御支援と、住民の皆様の御理解の賜物と、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

来年度からは、新たな第7期介護保険事業計画に沿っての事業運営を行うこととなります。今回の定例会におきましては、その第7期介護保険事業計画に沿った介護保険事業が円滑に行われるよう、条例の一部改正、平成30年度予算などの議案を提出させていただいております。

議案の内容等につきましては後ほど御説明いたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。

これより会議に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、3番蟹江孝信議員、4番神野久美子議員を指名いたします。

議長（富田一太郎）

日程第2、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

議長（富田一太郎）

日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（平成29年9月分～平成29年12月分）」及び日程第4、報告第2号「平成29年度定期監査結果報告」を一括議題といたします。

本2件は、監査委員から当職宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配布をもって報告とさせていただきます。

以上で、日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（平成29年9月分～平成29年12月分）」及び日程第4、報告第2号「平成29年度定期監査結果報告」を終わります。

議長（富田一太郎）

日程第5、議案第1号「知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明をお願いします。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第1号「知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に準じて、個人に関する情報の規定の整理をするため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第7条は、行政文書の開示に関し、個人に関する情報の規定を整理するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。
よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。お手元に配布しました議案質疑の通告一覧の順序に従い、質疑をしていただきます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号「知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第6、議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に準じて、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義の追加等をするため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第2条は、第2号の個人情報の定義に個人識別符号を加えるとともに規定を明確化し、第3号で個人識別符号の定義を、第4号で要配慮個人情報の定義を追加するものでございます。

2ページをお願いします。

第6条は、第2条において要配慮個人情報を定義したことにより、字句の整理を行うものでございます。

第14条は、個人情報取扱事務の届出事項に要配慮個人情報の有無を追加するものでござい

ます。

第17条は、字句の整理及び自己情報開示請求において、不開示情報となっている開示請求者以外の個人に関する情報に個人識別符号を追加するものでございます。

3 ページをお願いします。

第18条は、第17条の改正と同様に、不開示情報となっている開示請求者以外の個人に関する情報に個人識別符号を追加するものでございます。

第26条は、電磁的記録の定義を第2条に規定したことに伴う字句の整理を行うものでございます。

4 ページをお願いします。

第44条は、第2条で行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を規定したことに伴う字句の整理を行うものでございます。

附則第1項は施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置で、この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務について、要配慮個人情報の有無に係る変更の届出について、あらかじめ届け出なければならないところを届出期間を設定し、平成30年3月31日までに届け出ることができるよう読みかえる規定を置くものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。

16番杉下久仁子議員の発言を許します。

16番（杉下久仁子）

おはようございます。

議長の許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」2点質問させていただきます。

今までも個人情報として保護されてきたものが具体化されたと思います。定義づけられたということで伺います。

（1）第2条第2号のアでは、個人情報の定義が明確にされております。住民にとって、その対象となる具体的なものは何か伺います。

（2）第14条第1項第7号では、要配慮個人情報の有無が追加されました。個人情報の一つとしては、このほかに個人識別符号というものも定義づけられておりますが、第14条の中ではどこに位置づけられているのか伺います。

議長（富田一太郎）

お答え願います。

総務課長（船津光裕）

御質問の1番目、「第2条第2号アの個人情報の対象となる具体的なもの」でございますが、特定の個人を識別できる生年月日、住所、電話番号、録音テープの音声などがございます。

御質問の2番目、「個人識別符号の第14条中の位置づけ」でございますが、個人識別符号は、第14条第1項第5号の「保有個人情報の項目」の一つとして、従来と同様、広域連合長に届け出る事項として位置づけています。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁は終わりましたが、杉下議員、再質問はありませんか。よろしいですか。

16番（杉下久仁子）

はい。

議長（富田一太郎）

以上で16番杉下久仁子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

16番（杉下久仁子）

失礼いたしました。

議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」反対の立場から討論させていただきます。

今回の個人情報の条例改正では、個人情報、個人識別符号、要配慮個人情報とは一体何かあるのかと、どういった情報がそれらに当たるのかが明確化された内容であります。

個人情報の保護や情報の不開示が何かが分かりやすくなった半面、マイナンバー制度に対し、情報漏えいのリスクを懸念し、不安を持つ住民にとっては自分の身体的な特徴、内面など多くの個人情報が集約されるという怖さを持つものとなります。

マイナンバーが書かれている特別徴収の通知書の誤配送も昨年ありました。また、なし崩し的に始まったこの制度のもと、情報連携ネットワークシステムの開始早々に不備が見つかってシステム改修が何度も行われると、運用への不安も膨らんでおります。

また、マイナンバーカードには、情報が蓄積されるICチップも一体となっているため、盗難、紛失したときのプライバシーの被害は大きいです。

個人のプライバシーや人権の保護は、憲法で保障されているため、改正によって改めて明確化することは住民に不安や不信も与えかねません。

よって、本改正案には反対といたします。

以上です。

15番（小松原英治）

議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」原案賛成の立場で討論させていただきます。

審議に付されております条例の一部改正につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴うものでございまして、個人情報の適正な取り扱いを確保するための施策であり、介護保険制度の運営にも必要な改正と認められることから賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案につきまして、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員は起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第7、議案第3号「知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第3号「知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、介護保険法の一部改正等に伴い、介護保険料等を変更するため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第5条は、1ページから3ページにわたりますが、第7期介護保険事業計画に沿った保険料の改定並びに所得段階区分の追加及び判定に関する基準の変更をするものでございます。

3ページをお願いします。

第7条は、引用条項の変更で、第18条は、被保険者に関する調査の対象者を、介護保険法

の改正に合わせるものでございます。

4ページをお願いします。

附則の第1条は、施行期日で、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、この条例は平成30年度の保険料から適用するもので、平成29年度以前の保険料については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。

9番古侯泰浩議員の発言を許します。

9番（古侯泰浩）

議長の指名をいただきましたので、議案第3号「知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について」3点質問させていただきます。

1番目、保険料の改定並びに所得段階区分の追加及び判定に関する基準の変更による影響額について。

2番目、所得段階や保険料率見直しによる負担減・負担増になる被保険者の割合について。

3番目、被保険者に関する調査の対象者の変更による影響について。

以上、お願いいたします。

議長（富田一太郎）

お答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

御質問の1番目、「保険料の改定等による影響額」についてでございますが、平成30年度介護保険事業特別会計の歳入予算積算時では、第1段階におきまして約2,755万円、第2段階におきまして約2,708万円の減となり、第12段階におきまして約397万円の増となり、影響額としましては、差し引きの約5,066万円の減と見込んでおります。

次に、2番目、「負担減・負担増となる被保険者の割合について」でございますが、事業計画策定時では、負担減となる第1段階及び第2段階の被保険者は16.84%、負担増となる第12段階の被保険者は1.62%でございました。

次に、3番目、「被保険者に関する調査の対象者の変更による影響について」でございますが、今回の法改正により、必要なときに行える調査の対象に第2号被保険者の配偶者などを含めることとなりました。

本条例改正は、法に準じて改正をいたしますが、今までに第2号被保険者に対する調査の事例はございませんので、実務上では影響はないものと考えております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁は終わりましたが、古侯議員、再質問はありませんか。

9 番（古侯泰浩）

はい、結構です。

議長（富田一太郎）

ありがとうございます。

以上で9番古侯泰浩議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号「知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第8、議案第4号「知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第4号「知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、介護保険法の一部改正に伴い、第1号事業支給費の額等に関する規定を変更するため改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第5条は、支給割合区分の追加等でございます。

第3項として、介護保険法で新たに追加されます所得の多い方への100分の70の支給割合区分を、当連合の介護予防・日常生活支援総合事業にも追加するとともに、第4項では、災害等による支給費の特例を受ける場合の規定に、この支給割合区分を加えるものでございます。

2 ページをお願いします。

第6条は、引用条項の変更でございます。

附則は施行期日で、この条例は、平成30年8月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。

16番杉下久仁子議員の発言を許します。

16番（杉下久仁子）

お願いします。

議案第4号「知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について」伺います。2点あります。

この制度は、平成29年度にスタートして、1年が経過したところでありますが、第5条第3項では、利用者負担3割となる基準が設けられた内容となります。所得額など具体的な数字や家族構成などを伺います。

2点目として、各市町の影響する世帯数と次年度予算への影響額を伺います。

お願いします。

議長（富田一太郎）

お答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

御質問の1番目、「利用者負担が3割となる基準」についてでございますが、利用者負担割合が3割負担となる基準は、介護保険法と同様に、本人の合計所得金額が220万円以上であり、かつ年金収入及びその他の合計所得金額の計が、単身の方の場合は340万円以上、夫婦世帯の場合は463万円以上の場合でございます。

次に、御質問の2番目、「各市町の影響する世帯数と次年度予算への影響額」についてでございますが、世帯数については、要支援・要介護認定された被保険者のうち、どれだけ該当するのか、また、影響額についても、認定を受けた方々がどのようなサービスを利用するのかで異なってまいりますので、現段階で具体的な数値は持っておりませんが、国の試算によりますと、3割負担となる方を3%程度と見込んでおり、それを基準として平成30年度予算における影響額を単純計算しますと新総合事業で80万円ほどでございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁は終わりましたが、杉下議員、再質問はありますか。

16番（杉下久仁子）

2点伺いたいと思います。

先ほども申しましたとおり、1年経過したばかりでありますけれども、国の制度改正に基づく条例改正だということは承知しております。ですから、2割負担の方、そういった方がスタートしてまだ1年たっていない状況で、その方たちの生活状況、サービスの利用状況をきちんと調査した上で3割負担を設けようという判断をされた、基準額の設定なのか伺います。

もう一点目は、2点目でお答えいただいた予算の影響額80万というのは、80万円の増額という認識でいいかどうか伺います。

議長（富田一太郎）

お答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

まず、御質問の1番目、3割負担を導入した経緯なんですけれども、こちらのほうは、介護給付と介護予防、そちらのほうの3割負担に合わせたものになります。

御質問の2番目ですが、これは80万円の減になります。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

以上で16番杉下久仁子議員の質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

16番（杉下久仁子）

では、お願いいたします。

議案第4号「知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について」反対の立場から討論いたします。

今回提案された条例改正では、利用者が提案されたケアプランの利用回数よりも同じような利用控えが起きていないか、また、各市町での給付の状況把握など2割負担が導入されたときの状況把握が行われていないということでもあります。

また、そういった給付状況の把握が示されなければ、将来際限なく負担割合の拡大もされるという不安が残る改正となります。

介護給付も今年8月から一定所得以上の利用者3割負担が始まり、保険料だけではなく、利用料まで所得に応じて取れるところから取るということは、報酬に応じた保険料、必要に応じた給付という介護保険制度の理念から外れてきております。

以上の点から反対といたします。

以上です。

15番（小松原英治）

議案第4号「知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について」原案賛成の立場で討論させていただきます。

審議に付されております条例の一部改正につきましては、介護保険法の改正に伴い、広域連合が実施している新総合事業の利用料について、介護保険給付と同様に利用料の3割負担の区分を設けるものでございます。

引き続き円滑な介護保険制度の運営をお願いいたしまして賛成討論とさせていただきます。以上です。

議長（冨田一太郎）

ほかはよろしいですね。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案につきましては、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員は起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第4号「知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（冨田一太郎）

続きまして、日程第9、議案第5号「知多北部広域連合指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第5号「知多北部広域連合指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、介護保険法の一部改正に伴い、新たに当連合の所管となります指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業につき、その人員及び運営に関する基準等を定めるため、条例を制定するものでございます。

条例案をご覧ください。

第1条は、趣旨の規定で、この条例は介護保険法を受け、知多北部広域連合が所管する指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものでございます。

第2条は、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準の規定で、県が所管していたときと同様に、国の省令の基準に定めるとおりとするものでございます。

なお、省令ではサービス提供に係る記録の保存年限が2年間ですので、これを5年間と読み替えるものでございます。

第3条は、指定居宅介護支援の事業に係る記録の整備等の規定で、サービス提供など事業に要した費用の記録についても、整備の上、5年間保存とするものでございます。

第4条は、指定居宅介護支援の事業に関し、暴力団の排除を定めたもの、第5条は、指定居宅介護支援事業者の資格として、法人である者と定めるものでございます。

第6条は、基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準の規定で、こちらも指定居宅介護支援事業と同様に、国の省令の基準に定めるとおりとするものでございます。

2ページをお願いします。

第7条は、準用で、基準該当居宅介護支援事業においても記録の整備や暴力団の排除の規定を準用するものとし、第8条は、この条例の施行に関し、必要な事項は広域連合長が定めるとするものでございます。

附則は施行期日で、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。

16番杉下久仁子議員の発言を許します。

16番（杉下久仁子）

議長のお許しを得ましたので、議案第5号「知多北部広域連合指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」2点質問させていただきます。

これまで、都道府県や指定都市、中核都市が居宅介護支援事業の指定、指導、監査、改善命令、取り消しを行ってきました。また、地域医療構想の中、ケアマネジメントの役割は、利用者の在宅生活の継続や退院から在宅への支援、また、その人の望む暮らしへの自己決定支援があり、ソーシャルワークとして非常に多岐にわたる仕事内容であります。

高齢化社会を地域で支えていく流れの中で、特に必要な仕事であると考えますので、以下に伺います。

1、条例の制定により、広域連合が各指定居宅介護支援事業所に調査、指導が行えるということか。

2、ケアマネジャー1人で行っている個人事業者の場合、会計事務を広域連合で援助できる体制が可能かどうか伺います。

議長（富田一太郎）

お答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

御質問の1番目、「条例の制定により、広域連合が各指定居宅介護支援事業所に調査、指導が行えるということか」についてでございますが、権限移譲により、平成30年4月1日から知多北部広域連合が行うこととなったもので、指定、指導についても広域連合に権限がございます。

次に、御質問の2番目、「ケアマネジャー1人の個人事業者の場合、会計事務を広域連合で援助できる体制が可能かどうか」についてでございますが、個人事業者とはいえ、民間事業者でございますので、会計事務などについて特別に広域連合で援助する考えはございません。県が所管していたときと同様に、民間の会計事務所などへ御依頼いただくものであると考えております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁は終わりましたが、杉下議員、再質問はありませんか。よろしいですね。

以上で16番杉下久仁子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号「知多北部広域連合指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第10、議案第6号「平成29年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第6号「平成29年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ115万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ34億2,315万4,000円とするものでございます。

8、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託分の101万6,000円の増額を、また、8月補正予算にて御承認いただいた介護報酬改定等に伴うシステム改修事業が補助対象事業となったことから615万円の減額を、これらを相殺して513万4,000円を減額するものでございます。

2項1目介護保険事業特別会計繰入金は、特別会計で受けました国庫補助金615万円を一般会計に繰り入れるものでございます。

7款諸収入、2項1目雑入は、平成28年度に交付した社会福祉法人利用者負担軽減補助金に返還金が生じたため、13万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

10、11ページをご覧ください。

2款総務費、1項1目一般管理費は、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託分を、財政調整基金から特別会計へ繰り出すもので101万6,000円の増額を、2目財政調整基金費は、社会福祉法人利用者負担軽減補助金の返還金のうち3万5,000円を財政調整基金に積み立てるため増額するものでございます。

3款事業費、1項1目低所得者利用者負担対策事業費は、実績により補助金を返還するため、10万4,000円を増額するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号「平成29年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第11、議案第7号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第7号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、主に、国庫補助金の交付並びに社会保障・税番号制度に伴うシステム改修による補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ919万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ217億516万1,000円とするものでございます。

8、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

2款国庫支出金、2項4目事業費補助金は818万円の増額で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として203万円を、また、8月補正予算にて御承認いただいた介護報酬改定等に伴うシステム改修事業が補助対象事業となったことから615万円を計上するものでございます。

6款繰入金、1項4目事務費繰入金は101万6,000円の増額で、歳出で御説明いたしますシステム改修委託料の財源とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

10、11ページをご覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費は304万6,000円の増額で、年金機構との連携を図るためのシステム改修委託料でございます。この事業は国の補助対象事業で、先ほど歳入で御説明いたしました国庫補助金のうち、社会保障・税番号制度システム整備費補助金203万円と一般会計繰入金101万6,000円を財源とするものでございます。

3款地域支援事業費でございますが、国保連合会にお願いしております審査件数が当初予算見込みより多くなったことから、4項その他諸費、1目審査支払手数料に不足が生じたため、1項2目の介護予防ケアマネジメント事業費から20万円を補正するものでございます。

5款諸支出金、2項1目一般会計繰出金は、8月補正予算により一般会計繰出金を財源として執行したシステム改修事業が国の補助対象事業となり、615万円の国庫補助を受けられることとなったため、一般会計に返すものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

議長(富田一太郎)

続きまして、日程第12、議案第8号「平成30年度知多北部広域連合一般会計予算」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長(伊藤明典)

ただいま上程になりました議案第8号「平成30年度知多北部広域連合一般会計予算」について御説明いたします。

一般会計予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算で、総額を歳入歳出それぞれ32億2,645万円とするもので、前年度当初予算に対し4,102万円、1.3%の増でございます。

第2条は、一時借入金で、地方自治法の規定による一時借入金の最高額を10億円と定めるもので、前年度と同額でございます。

続きまして、10、11ページをお願いします。

2の歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金は31億218万1,000円で、前年度比9,198万5,000円の増でございます。

なお、負担金の内訳については、右の説明欄のとおりでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金は1,350万円で、低所得者保険料軽減措置に対する2分の1の国の負担分で、前年度比15万円の減でございます。

3款県支出金、1項県負担金は675万円で、同じく低所得者保険料軽減措置に対する4分の1の県の負担分で、前年度比7万5,000円の減でございます。

2項県補助金は168万1,000円で、低所得者利用者負担対策費補助金で前年度比4万9,000円の増でございます。

3項県委託金は、生活保護法に基づく審査判定委託料で、前年度と同額でございます。

12、13ページをお願いします。

4 款財産収入、1 項財産運用収入は15万6,000円で、財政調整基金の預金利子でございます。

5 款繰入金、1 項基金繰入金は1 億円で、財政調整基金から一般会計に繰り入れるもので、前年度比5,000万円の減でございます。

6 款繰越金200万円は、前年度と同額でございます。

7 款諸収入、1 項預金利子は2,000円で、歳計現金等の預金利子、2 項雑入は17万5,000円で、雇用保険被保険者負担金等でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

14、15ページをお願いします。

1 款議会費、1 項議会費は91万円で、前年度比82万9,000円の減で、主に行政視察が隔年実施であるため減額したものでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費は、18、19ページをお願いします。

中ほどの計でございますが、32億2,082万4,000円で、前年度比4,178万7,000円の増でございます。

主なものといたしましては、14、15ページに戻っていただきまして、1 節報酬は、介護認定事務嘱託員始め25人分の報酬、2 節給料から4 節共済費までは、職員23人分に係る給与等でございます。

16、17ページをお願いします。

7 節賃金は、臨時職員41人分の賃金でございます。

13節委託料は、新規として、システム開発委託料では、現在の歳入システムから総合収納システムへ移行のための開発委託を、システム改修委託料では、既存システムの総合収納システム連携並びに元号改正対応のための改修委託を実施するため1,323万4,000円を計上しております。

18、19ページをお願いします。

28節繰出金は29億758万5,000円で、前年度比2,401万8,000円の増で、主に制度改正による介護保険システム改修に伴う事務費繰出金の増額によるものでございます。

2 項選挙費は、選挙管理委員4人分の報酬、3 項監査委員費は、監査委員2人分の報酬が主なものでございます。

20、21ページをお願いします。

3 款事業費、1 項介護保険円滑実施特別対策事業費は224万4,000円で、主に社会福祉法人利用者負担軽減補助金で、実績を考慮したものでございます。

4 款公債費20万円及び5 款予備費200万円は、前年度と同額でございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。

9 番古俣泰浩議員の発言を許します。

9 番（古俣泰浩）

議長に指名いただきましたので、ただいま議題となっております議案第 8 号「平成30年度知多北部広域連合一般会計予算」歳出、14、15ページ、2 款 1 項 1 目一般管理費、1 節の報酬、個人情報保護審議会委員報酬、前年比半減の理由と審議会の開催回数について。

同じく、一般管理費、1 節報酬、情報公開審査会委員報酬、これも同じく前年比半減の理由と審査会の開催回数について。

3 番目、16、17ページ、2 款 1 項 1 目一般管理費、8 節の報償費で、法律相談弁護士報償金、法律相談の開催件数について。

最後、4 番目、同じく 2 款 1 項 1 目一般管理費、13 節の委託料、システム開発委託料の詳細と選定方法及び委託先について、以上 4 点お願いします。

議長（冨田一太郎）

それでは、お答え願います。

総務課長（船津光裕）

御質問の 1 番目及び 2 番目の「個人情報保護審議会及び情報公開審査会委員報酬について前年度比半減している理由及び審査会、審議会の開催回数」につきましては、関連がございますので一括してお答えします。

個人情報保護審議会及び情報公開審査会につきましては、毎年、審査会、審議会に諮問する案件が発生した際に開催するための 1 回分を予算計上しています。これに加えて、委員の任期は 2 年であることから、平成29年度は 2 年に一度の委員改選の年に当たり、会長を選任する際に開催する分についても予算計上していましたが、平成30年度は委員の改選がないため、会長選任の際の開催分が減少しているものでございます。

御質問の 3 番目、「法律相談の開催件数」でございますが、しあわせ村において 3 回、大府市、知多市及び東浦町において 1 回ずつ計 6 回の開催を予定していますが、この相談は予約制ですので、申し込みがない場合は開催いたしません。なお、平成25年度からの 5 年間の開催実績は 3 回でございます。

御質問の 4 番目、「システム開発委託料の詳細と選定方法及び委託先について」でございますが、指定金融機関との間で歳入データをやり取りするための歳入システムのサポート期間が平成33年 7 月で終了するため、各自治体においても順次、後継の総合収納システムへの移行が進められており、本広域連合においても元号が改正されるタイミングに合わせ、総合収納システムを導入するものでございます。なお、指定金融機関が三菱東京 U F J 銀行であるため、委託先は三菱東京 U F J 銀行の 1 者随契でございます。

以上でございます。

議長（冨田一太郎）

答弁は終わりましたが、古俣議員、再質問はありませんか。

9 番（古俣泰浩）

はい、結構です。

議長（富田一太郎）

以上で9番古俣泰浩議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号「平成30年度知多北部広域連合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第13、議案第9号「平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第9号「平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について御説明いたします。

特別会計予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算で、総額を歳入歳出それぞれ205億3,587万円とするもので、前年度当初予算に対し2億8,703万円、1.4%の減でございます。

第2条は、歳出予算の流用で、地方自治法の規定により流用することができる場合を定めるものでございます。

続きまして、10、11ページをお願いします。

2の歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料は53億2,091万円で、前年度比7,705万8,000円の増でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金は34億4,012万5,000円で、前年度比8,926万6,000円の減でございます。

2項国庫補助金は、5億9,045万1,000円で、前年度比2億3,229万6,000円の増でございます。

3 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金は、53億2,498万5,000円で、第2号被保険者の介護保険給付に対する負担割合が28%から27%へと改正されることから、前年度比3億1,981万9,000円の減でございます。

12、13ページをお願いします。

4 款県支出金、1 項県負担金は、27億3,976万5,000円で、前年度比8,950万9,000円の減でございます。

2 項県補助金は1億8,076万5,000円で、前年度比3,103万5,000円の増でございます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入161万3,000円は、介護給付費準備基金の預金利子でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、介護保険給付に対する市町負担分などを、一般会計経由で繰り入れるもので、29億758万5,000円で、前年度比2,401万8,000円の増でございます。

14、15ページをお願いします。

2 項基金繰入金は、介護給付費の財源として介護給付費準備基金から繰り入れるもので、2,574万1,000円の計上でございます。

7 款繰越金200万円は、前年度と同額でございます。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料は、第1号被保険者延滞金等で90万円、2 項預金利子は、歳計現金の預金利子で2万円、3 項雑入は、第三者納付金等で101万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

16、17ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費は、1億6,383万3,000円で、前年度比6,325万9,000円の増でございます。

増の主な理由は、13節委託料において、第7期介護保険事業計画の保険料や所得段階に対応するためのシステム改修委託料を計上するとともに、18節備品購入費で、事務室で使用するパソコンのセキュリティ強化を図るため、二要素認証システムを導入する費用を計上するものでございます。

2 項徴収費は87万2,000円で、前年度比9万円の減でございます。

18、19ページをお願いします。

3 項介護認定審査会費は、1億5,452万8,000円で、前年度比18万2,000円の増でございます。

4 項趣旨普及費は、286万2,000円で、前年度比168万6,000円の減でございます。

5 項事業計画推進委員会費は、56万4,000円で、前年度比84万1,000円の減でございます。

20、21ページをお願いします。

2 款保険給付費でございます。

この予算案の給付費につきましては、国から提供されました「見える化システム」の推計機能を用いた、第7期事業計画の数値とも一致したものとなっております。

1 項介護サービス等諸費は、要介護と認定された被保険者への保険給付費で、170億1,005万7,000円、前年度比10億746万4,000円の減でございます。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された被保険者への保険給付費で、7億4,716万5,000円、前年度比3億4,475万4,000円の増でございます。

22、23ページをお願いします。

3項その他諸費は、国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料で、1,032万5,000円、前年度比121万3,000円の減でございます。

4項高額介護サービス等費は、4億7,074万3,000円、前年度比1億25万1,000円の増、5項高額医療合算介護サービス等費は、7,272万円、前年度比1,123万8,000円の増、6項特別給付費は、利用者負担減免制度に係る給付費で、前年度と同額の369万3,000円の計上でございます。

24、25ページをお願いします。

7項特定入所者介護サービス等費は、介護保険施設に入所等されている利用者を対象に、所得に応じた負担限度額を超えた部分の負担軽減を図るもので、7億505万2,000円、前年度比288万5,000円の増でございます。

続きまして、3款地域支援事業費でございます。

1項介護予防・生活支援サービス事業費は、いわゆる新総合事業に係る費用の中心部分となりますが、5億9,734万9,000円の計上で、前年度比1億877万7,000円の増、2項一般介護予防事業費は、1億863万9,000円で、前年度比285万7,000円の増でございます。

26、27ページをお願いします。

3項包括的支援事業・任意事業費は、4億7,987万7,000円で、前年度比9,336万8,000円の増で、増の主な理由は、4目生活支援体制整備事業費において、日常生活圏域を第6期事業計画の4市町7圏域から、第7期事業計画では4市町17圏域と見直したため、日常生活圏域ごとに第2層協議体を運営いただくための費用が増加したこと、また、5目認知症総合支援事業費において、この4月から構成市町ごとに運営いただく認知症初期集中支援チーム費用を計上したことによるものでございます。

28、29ページをお願いします。

4項その他諸費は、住所地特例者の新総合事業に伴う審査支払い手数料で、112万7,000円の計上で、前年度比59万1,000円の増でございます。

4款基金積立金161万3,000円は、介護給付費準備基金利子を、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金285万1,000円は、第1号被保険者の過年度分に係る保険料払戻金及び還付加算金を、6款予備費は、前年度と同額の200万円を計上いたしました。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。

16番杉下久仁子議員の発言を許します。

16番（杉下久仁子）

では、お願いいたします。

議長の許しを得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

議案第9号「平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について7点伺います。

(1) 予算の全体では、2億8,700万円余りの減額となっていますが、理由を伺います。

(2) 歳入、10、11ページにあります2款国庫支出金について、前年度に比べ1億4,300万円余りの増額であります。その主な要因である2項1目調整交付金の増額について伺います。

3点目として、同ページにあります3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金3億4,417万円の減額の理由を先ほども説明がありましたが、再度伺います。

4点目、14、15ページ、6款繰入金、2項1目介護給付費準備基金繰入金を2,574万1,000円とした理由を、第7期介護保険事業計画3カ年にある基金の取り崩し予定額9億7,300万円との関連も含めて伺います。

歳出に移りまして、5点目、16、17ページ、1款総務費、1項1目一般管理費にあります6,300万円余りの増額の要因、これは、13節のシステム改修委託料と考えられますが、単年度支出なのか、継続されるのかランニングコストについて伺います。

6点目として、20、21ページにあります2款保険給付費、1項介護サービス等諸費が前年度より10億700万円余りの減額になり、170億100万円余りであります。平成28年度当初予算に近い予算額になりましたが、その理由を伺います。

7点目として、参考資料にあります平成30年度予算の概要、11ページ、歳出予算節別一覧表にあります11節需用費が、平成29年度予算1,137万1,000円から本年度は830万9,000円と73.1%に減額が可能となった理由を伺います。

議長（富田一太郎）

それでは、お答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

御質問の1番目、「予算全体で2億8,700万円余の減額」についてと、御質問の6番目、「2款1項介護サービス等諸費が前年度より10億700万円余の減額」については関連がございますので一括してお答えいたします。

平成29年度までの予算は、第6期介護保険事業計画の給付見込量を基に算出しておりますが、平成30年度予算からは、国が提供しております全国統一のシステムである「見える化システム」の将来推計機能により算出することが義務づけられました。

保険給付費は、この「見える化システム」により、国に報告しております毎月の給付実績から給付見込量を自動で算出していることから、給付実績に即した予算となっているため、前年度比較で減となった要因であると考えております。

この2款保険給付費の減額幅の影響により、予算総額においても前年度比較で2億8,000万円余りの減となったものでございます。

次に、御質問の2番目、「2款2項1目調整交付金の増額はなぜか」についてでございます。

すが、調整交付金は、後期高齢者人口などの状況をもって、国の方で調整され、交付されるものでございますが、前年度予算では、過去の交付率の実績を基に第6期介護保険事業計画において推計した交付率0.3%をもとに予算計上をしましたが、平成30年度予算においては、国から指示のあった交付率1.34%を用いて積算しておりますので、昨年度と比較して増額となったものでございます。

次に、御質問の3番目、「3款1項1目介護給付費交付金3億4,417万円の減額の理由」についてでございますが、これは、第2号被保険者の負担割合分となります。減額となった主な理由は、平成30年度から負担割合が28%から27%に変更されるためでございます。

次に、御質問の4番目、「6款2項1目介護給付費準備基金繰入金を2,574万1,000円とした理由及び第7期介護保険事業計画3カ年にある基金取り崩し予定額9億7,300万円との関連」についてでございますが、介護給付費準備基金は、給付費に対する保険料収入が不足した場合に取り崩して、給付費に充てるものでございます。

平成30年度予算において、保険料収入だけでは不足することから、基金から取り崩すものでございます。

また、第7期事業計画上の基金取崩し予定額9億7,300万円との関連についてでございますが、取り崩し金額は毎年度の予算積算時に計算されるものでございますが、計画期間中の給付費が年々10億円規模で増大する見込みからも、平成31年度は3億円ほど、平成32年度は6億5,000万円ほどになるのではないかと見込んでおります。

次に、御質問の5番目、「1款1項1目一般管理費の13節システム改修委託料」についてでございますが、介護保険事業計画の初年度は、制度改正や報酬改正に伴う法改正があり、それに対応するためのシステム改修が必要となりますが、これは臨時的な支出で、ランニングコストに影響があるものではございません。

次に、御質問の7番目、「11節需用費が73.1%に減額できた理由」についてでございますが、1款4項趣旨普及費において、住民PR用パンフレットの印刷製本費が大きな仕様変更がないことから、単価が約半額となったこと、同じく1款5項事業計画推進委員会費において、事業計画策定年度のみ作成している介護保険事業計画書の印刷製本費がなくなったことが主な要因でございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁は終わりましたが、杉下議員、再質問はありますか。

16番（杉下久仁子）

では、お願いします。

3点、改めて伺わせていただきます。

(2) のところで、国庫支出金の調整交付額の増額は、率が0.3%から1.34%に上がったということですが、今回は、29年5月に改正された介護保険法が大きく影響していると考えられまして、介護給付費に関連して、税制インセンティブが導入されて、介護度の改

善や自立支援・重度化防止などが提示をされていると、そういったことが関連していると思われませんが、その関連について伺います。

2点目として、(4)のところにあります介護給付費準備基金繰出金についてですが、28年度決算の報告において、基金残高が約18億4,300万円余りであったと聞いております。給付費の準備基金繰り入れの30年度予算額取り崩し額を差し引いた後に残る30年度予算における基金残高を伺います。

3点目、歳出の介護サービス等諸費の減額理由が、国の「見える化システム」による算出で、毎月の推計による給付費の実績減ということで認識をしましたがけれども、今年度8月から始まります現役並みの所得の方で、65歳以上の介護給付利用者3割負担が始まりますが、その影響額もあると思われしますので、影響額について伺います。

議長（富田一太郎）

では、お答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

まず、御質問の1番目、調整交付金におけますインセンティブの考え方なんですけれども、こちらのほうは、まだ国のほうが細かなところが決まっておきませんので、現予算に関しましては、影響がないものと考えております。

御質問の2番目、準備基金の残額でございますが、おおよそ今年度末24億円ほどでございます。

御質問の3番目、3割負担になります影響額でございますけれども、2款介護給付費での影響額は、おおよそ1,566万円ほどと見込んでおります。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

以上で16番杉下久仁子議員の質疑を終わります。

続いて、4番神野久美子議員の発言を許します。

4番（神野久美子）

2点、お願いいたします。

24、25ページ、3款1項介護予防・生活支援サービス事業費が前年度比較で増となった理由は何か。

(2) 26、27ページ、3款3項包括的支援事業・任意事業費が前年度比較で増となった理由は何かをお伺いします。

議長（富田一太郎）

それでは、お答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

御質問の1番目、「3款1項介護予防・生活支援サービス事業費が前年度比較で増となった理由」についてでございますが、介護予防・生活支援サービス事業費の計上に当たっては、国庫補助金の算定方法と関連があり、新総合事業への移行年度となりました平成29年度予算は、従前の介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防支援に係る事業費を、この介護予防・生活支援サービス事業費から減じておりましたが、平成30年度予算では、介護予防支援に係る事業費のみを減じていることから前年度比較で増となったものでございます。

次に、御質問の2番目、「3款3項包括的支援事業・任意事業費が前年度比較で増となった理由」についてでございますが、4目生活支援体制整備事業費において、平成30年度から第2層、いわゆる日常生活圏域を17圏域に細分化したことにより、1圏域当たり400万円の事業費の11圏域分、4,400万円が増となったこと。また、5目認知症総合支援事業費において、平成30年度から認知症初期集中支援事業を開始することに伴い、1市町当たり1,026万6,000円の事業費の4市町分、4,106万4,000円が増となったため、前年度比較で増となったものでございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

答弁は終わりましたが、神野議員、再質問はありませんか。

4番（神野久美子）

ありません。

議長（富田一太郎）

以上で4番神野久美子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

16番（杉下久仁子）

では、失礼いたします。

議案第9号「平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について、反対の立場から討論いたします。

今回の予算では、第7期介護保険事業計画の初年度であり、計画にあるとおり介護給付費準備基金の取り崩しなどにより保険料の増額にはなりませんでした。

ですが、歳出での保険給付費が約5億4,900万円の減額で、内訳には介護サービス等諸費の、約10億円の減額には大きな疑念が残ります。

細かい内容はこれからだという答弁がありました。税制インセンティブであります。介護度の改善や自立支援の数値目標の達成に向けて介護給付の過度な抑制につながるという懸念があります。

さらに、介護給付の利用者負担の3割の設定は、国の制度改正ではありますが、平成28年度に行われた2割負担導入後の利用者の生活やサービス利用状況、介護家族への影響を調査せず行われております。

また、各自治体による総合事業のサービス利用料についても導入から1年はたたず、3割負担が設定されたことは、本来の介護保険の理念、必要に応じた給付から外れていると考えられます。

以上の点から、本予算案に対して反対といたします。

15番（小松原英治）

議案第9号「平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について、原案賛成の立場で討論いたします。

平成30年度介護保険事業特別会計予算につきましては、関係法令に従い、介護や支援を必要とする方に対し、適切なサービスを提供するために歳入歳出ともに適正な計上がなされているものと考えております。

今後とも、広域的運用のメリットを生かし、よりよい介護保険制度の運営に努めていただくようお願いし、賛成討論といたします。

議長（富田一太郎）

ほかよろしいですね。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案につきましては、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第9号「平成30年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許します。

広域連合長（鈴木淳雄）

議長のお許しを得まして、定例会の閉会に当たり、一言挨拶をさせていただきます。

今回の定例会におきましては、私どもから提出をさせていただきました条例の一部改正を始めとした議案につきまして、いずれも原案どおり御議決を賜りましたこと、まずもってお

礼申し上げます。

冒頭でも申し上げましたが、来年度は、第7期介護保険事業計画に沿って事業運営を行うスタートの年でございます。今まで以上に地域住民の皆様に安心していただける介護保険制度の運営につきまして、広域的な長所を生かしつつ展開をしてみたいと考えております。

議員の皆様には、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（富田一太郎）

では、これをもちまして、平成30年知多北部広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

（2月28日 午前10時49分 閉会）

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (12番) 富 田 一太郎

議 員 (3番) 蟹 江 孝 信

議 員 (4番) 神 野 久美子